

# 所得補償プランのご案内 (2021年度版)

(所得補償特約付団体総合生活補償保険 (MS & AD型))

富士フィルムホールディングス所得補償プランの商品概要は次のとおりです。

新規募集はありません。既に加入されている方のご案内となります。

詳しくは当パンフレット、所得補償専用加入申込票の内容説明、重要事項のご説明をお読みください。

2009年度より新規募集を中止しております。

## ● ● ● 保険の概要 ● ● ●

この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。

### 万一の長期療養に備えて

### 所得補償プラン (所得補償特約付団体総合生活補償保険 (MS & AD型))

●前年と同一内容で継続の方は加入申込票の提出は不要です。前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険金額表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険金額となりますのでご了承ください。)

\* 増口はできません。

\* 減口・解約(脱退)をご希望の方は同封の加入申込票で手続きください。

裏面の記入例もあわせてご確認ください。

\* 補償内容につきましては下記をご参照ください。

病気やケガで仕事のできない期間に、大黒柱の所得を補償するプランです。

家族への備えがあれば、精神的な負担も少なくなり安心して療養いただけます。

#### 【型・セット、年令別】保険金額、保険料表

年 令 分 区 番 号	型・セット名	1型 免責7日 A1		2型 免責30日 A2	
		<月額> 所得補償保険金額	月払保険料	<月額> 所得補償保険金額	月払保険料
0	15才～19才	241,000円	880円	439,000円	920円
1	20才～24才	164,000円	860円	273,000円	890円
2	25才～29才	146,000円	860円	236,000円	870円
3	30才～34才	119,000円	860円	183,000円	860円
4	35才～39才	95,000円	860円	141,000円	870円
5	40才～44才	76,000円	850円	107,000円	860円
6	45才～49才	64,000円	860円	87,000円	870円
7	50才～54才	55,000円	850円	73,000円	860円
8	55才～59才	52,000円	860円	68,000円	860円
9	60才～64才	49,000円	850円	64,000円	850円

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

・傷害死亡・後遺障害保険金（保険金額50万円）が付いています。

・加入者証のセット名は、上記表のセット名に、年令区分番号をあわせた3桁となります。

例）30才の加入者が「A1」にご加入の場合→加入者証のセット名は「A13」と表記されます。

割引率  
**37%**  
傷害死亡・後遺  
障害保険金は  
43.3%

「富士ゼロックス団体保険のご案内」別冊

保険の始期…2021年4月21日午後4時

保険の終期…2022年4月21日午後4時

保険料控除…6月給与から

加入対象者(被保険者)…社員本人のみ

加入年令…15才以上64才

引受保険会社…三井住友海上火災保険株式会社

補償内容例…ケガや病気で就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に所得補償保険金をお支払いします。

免責期間…7日または30日

てん補期間…1年

満期返り金・無事故戻し返り金…なし

保険料…下記をご参照ください。

退職後の継続…できません。

## こんな場合にお役にたちます！

国内外問わず仕事中、私用中

病気またはケガで免責期間を超える就業不能となったとき

ご加入対象	退職後継続
本人	×



ケガにより

死亡または後遺障害を被ったとき



保険金をお支払いします

## 保険金をお支払する場合・保険金のお支払額・保険金をお支払しない主な場合

※印を付した用語については、本別冊P3の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかつた場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</li> <li>●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎</li> <li>●本別冊P4の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●本別冊P4の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</li> <li>●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ</li> </ul> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
所得補償保険金 ★所得補償(MS & AD型)特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間*(7日または30日)を超えて継続した場合 (注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となつたケガまたは病気によって再度就業不能になつた場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となつた事故発生の時または病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*)就業不能の原因となつた病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	所得補償保険金額 × 就業不能期間*の月数 + 所得補償保険金額 × 就業不能期間*のうち1か月 に満たない期間の日数 / 30 (注1)所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対しても、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気</li> <li>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</li> <li>●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</li> <li>●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*1)(加入者証等に記載されます。)</li> <li>●精神障害(*2)を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>●妊娠または出産による就業不能</li> <li>●骨髄採取手術*による就業不能となつた時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)をセッティングした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合などによる就業不能*(注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時(*3)より前に発病*した病気(*1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となつた事故発生の時が、就業不能となつた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。 &lt;補償対象外となる精神障害の例&gt; 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失调症、気分障害、人格障害、知的障害、など (*3)就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</li> </ul>

## 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

## 【※印の用語のご説明】

● 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気\*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

● 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

● 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

● 「競技等」とは、競技、競争、興行(\*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(\*)いずれもそのための練習を含みます。

● 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

● 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

(\*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

● 「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの\*を除きます。

● 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

● 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

● 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

● 「就業不能」とは、ケガ\*または病気\*を被り、入院\*していることまたは治療\*を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治ゆした後は就業不能とはいいません。

- 「就業不能期間」とは、てん補期間\*内における被保険者の就業不能\*の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帶びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等\*、モーター・ボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所得補償保険金の免責期間」とは、就業不能\*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術\*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、所得補償保険金の免責期間\*終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師\*が診断(\*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (\*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、所得補償保険金の免責期間\*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。



補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業	
<b>補償対象外となる運動等</b>	
山岳登はん <sup>(*)1</sup> 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 <sup>(*)2</sup> 操縦 <sup>(*)3</sup> 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>(*)4</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動 (* 1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (* 2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (* 3)職務として操縦する場合は含みません。 (* 4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダ等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
<b>補償対象外となる職業</b>	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

#### （保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡）

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

#### （保険金支払いの履行期）

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(\*)1</sup>をご提出いただいたりからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(\*)2</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(\*)3</sup>

(\* 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(\* 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\* 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

#### （保険金のご請求時にご提出いただく書類）

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

#### （代理請求人について）

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合：「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事

情がある場合：「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」  
(\*)法律上の配偶者に限ります。

#### ＜ご注意＞

- この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方は富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。
- この保険で被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方です。

(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約・保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約・保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できませんことがあります。あらかじめご了承ください。

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

#### （経営破綻した場合等の保険契約者の保護について）

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

#### 【ケガの補償】

保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 【上記以外の補償】

保険金・解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（税法上の取扱い）（2020年11月現在）

- 払い込んでいたく保険料のうち、所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS & AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願ひいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセツした場合）やケガまたは病気により就業不能になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲
	本人(*)
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
所得補償（MS & AD型）特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上64才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(\*) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

#### (2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊P2～4のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本別冊P2～4をご参照ください。

##### ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本別冊P2～4をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3)セットできる主な特約およびその概要

本別冊P2～4をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、本別冊P1の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特

約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるよう設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本別冊P1をご参照ください。

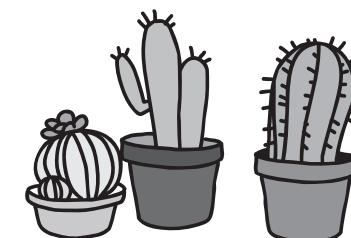
分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返りい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返りい金」をご参照ください。



## 注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS & AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っております。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

①他の保険契約等(\*)に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康状況告知

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

#### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保 険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただし代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき  
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。  
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき  
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。  
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき  
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めるすることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客様へ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS & AD型） 所得補償（MS & AD型）特約	他の所得補償保険

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本別冊P1記載の方法により払込みください。本別冊P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

### （1）保険金をお支払いしない主な場合

本別冊P2～4をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりまますのでご確認ください。

### （2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

（1）保険料は、本別冊P1記載の方法により払込みください。本別冊P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

（2）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

## 6. 失効について

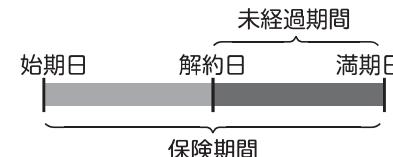
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

所得補償（MS & AD型）特約については、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは従事できなくなった場合も、失効となります。

## 7. 解約と解約返りい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返りい金を返還させていただきます。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊P4をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

本別冊P4をご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### （1）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返りい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返りい金はまったくないか、あつてもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### （2）新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS & AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などにより加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入をお引受する場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社  
保険サービスセンター ライフサポートグループ

TEL 03-6300-6745

※音声ガイダンスをお聞きいただき、電話機の6（団体保険募集）をプッシュしてください。

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 0120-632-277 (無料)

電話受付時間：平 日 9:00～19:00  
土日・祝日 9:00～17:00 (年末年始は休業させていただきます。)

### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

**1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。**

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

**2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているですか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

・保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）以下となるようなセットまたは口数でお申込みされていますか？

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康状況告知をしていただく場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているですか？

**3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。**

・既にご加入されているがご継続されない場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（補償内容の変更など）

## 団体総合生活補償保険（MS & AD型）健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重<sup>(\*)</sup>することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。  
(\*) 免責期間の短縮等、疾病にかかる補償を拡大することをいいます。

### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになります。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

### 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
所得補償（MS & AD型）特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。

### 5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することができます。また、正しく告知をされなかつた場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

### 6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
所得補償（MS & AD型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*)1</sup> より前に被ったケガまたは発病した病気 <sup>(*)2</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*)1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

(\*)2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

### 7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。  
ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で ご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
所得補償（MS & AD型）特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。



# 加入申込票の記入のしかた

**富士ゼロックス所得補償プラン加入申込票 兼 健康状況告知書**

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。□内は必ず記入ください。

保険期間	000 AAA 020 994 PR06 03 88 LF 354(4)
申込人住所	317 (カタカナ) トウキョウ ミナト ニシアザブ 4-12-24 〒106-0031 (漢字) 東京都 港区 西麻布 4-12-24
申込人氏名	307 (カタカナ) フジ タロウ ② ③ 富士 太郎 様
所属部署	018 (カタカナ) 019

①

STEP 2 申込内容と解約状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

加入申込日	合算 3 年 2 月 16 日
社員番号	00123-FT
電話番号	03-1111-1111
生年月日	年 月 日 別 性別 例: 1985(平成23)年4月1日 男(男) 女(女)

④

手続区分 下記のいずれかに一致してください。  
 内容を変更する  
 繙続加入しない  
 内容を変更せずに継続する場合は、ご提出不要です。

団体名	富士ゼロックス株式会社 098
加入者番号	099 00123-FT L17
旧加入者番号	
旧職別コード	

⑤

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

⑨

前年合計保険料(1回分)  
円  
R50 合計保険料(1回分)  
円  
受付日 (内使用欄)  
令和 年 月 日  
XXXX

337 紛失申告

## 現在ご加入の方

### ①同一内容で継続の方

→ 加入申込票の提出は不要です。

### ②内容を変更する場合

(減口を含む(増口はできません))

→ 「 内容を変更する」に○をして変更箇所を二重線で訂正の上、訂正署名(フルネーム)して変更後の内容を記入してください。

### ③すべてを解約する場合

→ 「 繙続加入しない」に○をして署名欄にご署名ください。



## 記入に際してのご注意

◎ボールペン等で強く記入してください。

◎訂正箇所には、訂正署名(フルネーム)をお願いします。

## 記入要領

①加入申込日・社員番号・電話番号(自宅または携帯番号)・ご住所をご記入ください。  
※ご住所は必ずカタカナもご記入願います。

②ご本人の氏名をご確認ください。  
※必ずカタカナでご記入願います。

③フルネームでご署名をお願いします。(ご継続されない場合も必要です。)

④・現在ご加入の方で内容を一部でも変更する場合は、「 内容を変更する」に○をしてください。

・全てを解約する場合は、「 繙続加入しない」に○をしてください。

⑤年令は、**2021年4月21日時点の年令**をご記入ください。  
 生年月日・性別も必ずご記入ください。

⑥被保険者と団体との関係を「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

⑦裏面の職種コード一覧を参考に職業名、職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。

⑧変更される場合、変更後の内容をご記入ください。

※口数の減額、1型(免責7日)から2型(免責30日)の変更のみ変更可能です。

⑨他の保険契約等、保険金請求歴等の告知事項がある場合は、ご記入ください。